

- 地方独立行政法人法の一部改正により、以下のとおり地方独立行政法人評価委員会の所掌事項が改正された。(H30.4施行)
 - これまで、中期目標の策定者(知事)と業務実績の評価者(評価委員会)とが異なり責任の所在が不明確であった等から、これらを解消し、法人運営においてPDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みを構築するため、**業務実績の評価も「知事」が行うこととされた。**
 - 重要度の高い**中期目標の策定・変更案に対する意見、中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価案に対する意見等**については、公平性・客観性の観点から、**引き続き評価委員会の所掌事項**とされた。
 - ※ 設立団体の判断で、**条例に定めることにより、上記のほか目標設定や評価等のPDCAサイクルの過程に評価委員会が関与することは可能**(法11条4項)

- 本県では、法人化5年目となる**県立病院機構の経営改善・自立が重要課題**であることから、以下の事項に関し、専門的識見を有する評価委員会に関与いただけるよう、奈良県地方独立行政法人評価委員会条例を改正した。(H30.6施行)
 - ① **各事業年度における業務実績及び中期目標期間における業務実績に関する評価に対する、知事への意見**
 - ② **中期計画の認可・変更認可に対する知事への意見**
 - ③ **財務及び会計に関し、知事が必要と認める事務**

■ 評価委員会の改正後の所掌事項・役割は、以下のとおり

H30年度第1回評価委員会議題

※ 下表は公立大学法人以外の評価委員会の整理

改正後(H30年度～)			改正前(～H29年度)		
所掌事項	評価委員会の関与	法	所掌事項	評価委員会の関与	法
1 法人の種別に関する定款の変更	評価委員会:意見 → 知事:定款変更	第8条	1 法人の種別に関する定款の変更	評価委員会:意見 → 知事:定款変更	第8条
業務方法書の認可	知事:認可	第22条	2 業務方法書の認可	評価委員会:意見 → 知事:認可	第22条
2 中期目標の策定・変更	評価委員会:意見 → 知事:策定・変更	第25条	3 中期目標の策定・変更	評価委員会:意見 → 知事:策定・変更	第25条
3 中期計画の認可・変更認可	評価委員会:意見 → 知事:認可 (法律上削除・条例で規定)	第26条	4 中期計画の認可・変更認可	評価委員会:意見 → 知事:認可	第26条
4 各事業年度における業務の実績に関する評価	評価委員会:意見 → 知事:評価 (条例で規定) (法律上変更)	第28条	5 各事業年度における業務の実績に関する評価	評価委員会:評価	第28条
5 (中期目標期間最終年度) 中期目標期間終了時に見込まれる同期間の業務の実績に関する評価	評価委員会:意見 → 知事:評価 (法律上追加) (法律上追加)	第28条	-	-	-
6 (中期目標期間最終年度の次年度) 中期目標期間における業務の実績に関する評価	評価委員会:意見 → 知事:評価 (条例で規定) (法律上変更)	第28条	6 (中期目標期間最終年度の次年度) 中期目標期間における業務の実績に関する評価	評価委員会:評価	第30条
7 中期目標期間終了時に講ずる所要の措置	評価委員会:意見 → 知事:措置	第30条	7 中期目標期間終了時に講ずる所要の措置	評価委員会:意見 → 知事:措置	第31条
財務諸表の承認	知事:承認	第34条	8 財務諸表の承認	評価委員会:意見 → 知事:承認	第34条
利益・損失の処理の承認	知事:承認	第34条	9 利益・損失の処理の承認	評価委員会:意見 → 知事:承認	第40条
法人が限度額を超えて短期借入をする場合等の認可	知事:認可	第41条	10 法人が限度額を超えて短期借入をする場合等の認可	評価委員会:意見 → 知事:認可	第41条
出資等に係る不要財産の納付等の認可	知事:認可	第42条の2	11 出資等に係る不要財産の納付等の認可	評価委員会:意見 → 知事:認可	第42条の2
8 重要な財産処分の認可	評価委員会:意見 → 知事:認可	第44条	12 重要な財産処分の認可	評価委員会:意見 → 知事:認可	第44条
9 一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準	知事の認可に対し、評価委員会:意見可	第56条	13 一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準	知事の認可に対し、評価委員会:意見可	第56条
10 その他知事が必要と認める事項(条例で規定)	評価委員会:財務及び会計に関し、知事が必要と認める事務(条例で規定)	第11条第2項第6号	その他知事が必要と認める事項(条例で規定)	条例に規定なし	第11条第3項